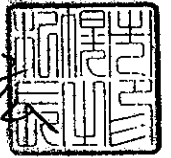


札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月 28 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 12 号

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第17条及び第18条」を「及び第17条から第20条まで」に改め、同項の表第18条の項中「第18条」を「第20条」に改め、同条第2項中「養育」とあり、同条第2項中「3歳に満たない」を「養育する」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「養育」とあり、及び同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」を「養育する」に、「介護」を「介護する」に、「における」を「に」に、「である」を「で」に、「がある」を「が」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において改正後の第2条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）第8条第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、当該規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする教育職員は、同日前においても当該規定の例により、当該請求をすることができる。